

■議案第38号 四万十町作屋就業改善センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

当施設は、地方自治法第244条の2第3項、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び四万十町作屋就業改善センター条例第3条の規定に基づき、平成18年9月1日より「四万十町上作屋地区」が指定管理者として施設の管理・運営を行っているが、平成28年3月31日に指定期間が終了する。

そのため、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、引き続き「四万十町上作屋地区」を指定管理者の候補者として選定したので、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者の指定をするため、議会の議決を得ようとするもの。

1. 公の施設の名称及び概要

所在地	四万十町作屋479番地2
名 称	四万十町作屋就業改善センター
構 造	鉄骨造2階建
面 積	291.59㎡
建築年	昭和53年

2. 公募によらない指定管理者の候補者名

住 所	四万十町作屋
団 体 名	四万十町上作屋地区

3. 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町作屋就業改善センターは、地域住民のコミュニティ活動の場及び地域就労者の研修の場を提供し、自治活動や文化・交流・観光の向上を資することを目的に設置した施設です。

この施設は、平成23年4月1日より平成28年3月31日まで、「四万十町上作屋地区」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。指定管理期間中は、施設を有効活用し安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者として選定します。

【根拠法令等】

四万十町作屋就業改善センター条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。